

取組方針

子どもたちが学校だけでなく登下校時や放課後においても、安全で良好な教育環境の中で過ごすことができるよう、以下の取組を推進します。

(1) 子どもたちの身近な安全対策の充実

防災教育の充実や防犯対策等の強化など校内の安全対策はもとより、地域や関係機関と連携し、通学路等の安全確保に取り組みます。

①子どもたちの安全・安心の確保

学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、家庭や地域及び関係機関等と連携して、子どもが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、安全教育の充実を図る。

■安全教育

児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う。

- ・生活安全、交通安全、災害安全の指導
- ・不審者に対する指導の徹底
- ・危険予測学習や実効性のある避難訓練を通して「自分の命は自分で守る」ことのできる児童生徒の育成

■こどもひなんの家

子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合に、助けを求めて避難できるよう、通学路を中心に、民家や商店等の協力を得て「こどもひなんの家」を設置している。児童への設置箇所の周知、緊急時の利用方法の指導を図る。

- ・平成28年度設置数 6,202箇所

■小中学校へのAED設置

児童生徒等の突発的な事故による突然の心停止に備えるため、AED（自動体外式除細動器）を全小中学校に導入している。

- ・導入台数 139台（平成28年度末現在）

■学校安全対策協議会

地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みの一つとして、各学校・園に学校、PTA、警察、防犯協会、交通安全協会等で構成された「学校安全対策協議会」等が設置されている。各協議会等においては、地域や学校の実情に応じて、下校時間帯における地域防犯パトロールの実施や危険箇所の確認などの活動が行われている。

■災害安全

平成26年3月に「危機管理マニュアル作成の手引き（改訂版）」を作成。熊本地震後の対応として、「地震」に関する手引きを見直し、これをもとに各学校の「危機管理マニュアル」を見直すよう周知した。

また、平成27年度から学校安全教育研修会を実施し、安全計画の作成と学習内容の明確化、系統

性を図った防災教育の推進を図るよう指導している。

■熊本市地区学校等警察連絡協議会

学校などの教育機関と警察とが連携して児童生徒の問題行動等に対応することを目的に、平成15年2月に発足した。熊本市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、熊本市教育委員会及び熊本中央警察署、熊本南警察署、熊本東警察署をもって組織されている。

情報の共有化を図るとともに、非行防止、安全確保、健全育成に向けて継続的な活動を行っている。平成29年度の全体会は、7月14日に熊本市食品交流会館で、小・中・高等学校等と警察の関係者約200人が参加し開催された。

■市内全小学校への緊急警報システム整備

不審者の侵入や事故など有事の際、児童の安全を確保するため、熊本市立小学校93校（分校1校含む）に緊急警報システムを整備し、学校における安全対策を強化することを目的として導入している。

○システム概要

校内で緊急を要する事態が発生した場合、教職員等が、携帯型の無線端末機（子機）と職員室内の基地局（親機）を使って緊急通報・周知をするとともに、迅速な状況報告、指示等を行い、即時対応、避難誘導等の強化を図る。

- ア 緊急警報機能・・・子機のボタンを押すだけで瞬時に緊急事態を通報できる。
- イ 校内放送機能・・・現場を離れることなく子機から直接校内放送ができる。
- ウ トランシーバー機能・・・子機～親機間、子機～子機間で通話ができる。

■市立全幼稚園への非常通報装置設置

不審者の侵入など有事の際に、最も優先させるべき「園児の安全確保及びその生命維持」のため、熊本市立幼稚園8園に非常通報装置を設置し、幼稚園における園児の安全対策を強化する。

○装置概要

事件発生の際、電話での110番通報が不可能な場合に、ボタンを押すだけであらかじめ録音してあるメッセージを熊本県警通信司令室へ流し、迅速かつ正確に事件発生箇所、住所等を知らせることができる。

②防災教育の推進

子どもたちの発達の段階に応じて熊本地震での体験や教訓等を活かした防災教育を推進します。

■防災教育（副読本の作成）

平成28年度末に、各小中学校に防災教育年間指導計画（案）を配布し、それをもとに平成29年度は、各学校独自の年間指導計画を作成している。この年間指導計画を実施する上で必要な資料を掲載した防災教育副読本を作成するための委員会を、教育委員会の事務局として、現場の先生方の協力を得て立ち上げた。本年度末の完成を目指し現在作成中で、次年度からの活用を予定している。

（2）最適な学習環境の整備

老朽化した校舎、体育館の計画的な維持改修に努めるとともに、全小中学校の普通教室へのエアコン導入などにより、安全で良好な学習環境の整備を進めます。

①安全で快適な学校施設の整備

児童生徒が安全で快適な学校生活を送り、健やかに成長するための多様な学習活動を支えるために、教育環境の整備に努める。

■義務教育施設の整備

○校舎増改築

老朽化し構造的に耐久が不足している校舎を計画的に改築するとともに、児童・生徒数の増加等により生じたプレハブ教室を解消するため、校舎の増築を行う。

年 度	学 校 名		面積 (㎡)	新增改築理由
平成23～24年度	西里小学校	増 築	780	プレハブ教室解消
平成24～25年度	託麻西小学校	増 築	960	プレハブ教室解消
平成26～27年度	託麻南小学校	増 築	約1,300	プレハブ教室解消
平成27～28年度	画図小学校	増 築	約1,800	プレハブ教室解消



【託麻南小学校校舎】



【画図小学校校舎】

○大規模改造

経年により通常発生する校舎の損耗、機能低下に対する復旧措置または建物の用途変更に伴う改修等を行い、耐震補強が必要な場合は併せて実施する。

○体育館天井落下防止対策

構造の耐震化を進めることはもとより、非構造部材（天井材等）についても安全・安心を保つために十分な耐震性の確保や機能維持を図るの必要があり、国もその対策の重要性については指摘している。

そのため、非構造部材の耐震化が必要な小中学校体育館及び中・高等学校の武道場について、天井落下防止対策工事（天井材の撤去またはネット張りなど）を計画的に行っている。

- ・体育館 平成25年度 7校（小学校 5校、中学校2校）
 平成26年度 15校（小学校）
 平成27年度 15校（小学校9校、中学校6校）
 平成28年度 2校（小学校）
 平成29年度 1校（小学校）
- ・武道場 平成27年度 23校（中学校21校、高校2校）

○体育館増改築

建築後概ね30年以上経過し老朽化した体育館の増改築を行う。中学校においては武道場を併設するなど、ゆとりある良質な教育環境の整備を図っている。

- 平成27～28年度 出水中学校
- 平成29～30年度 西山中学校

○水泳プール改築

建築後30年以上経過し老朽化した水泳プールを年次計画により改築している。更衣室、便所、倉庫等を設置し、小学校においては、低学年向けの水深が浅い小プールも整備している。

平成26年度 壺川小学校、飽田東小学校

平成27～28年度 二岡中学校



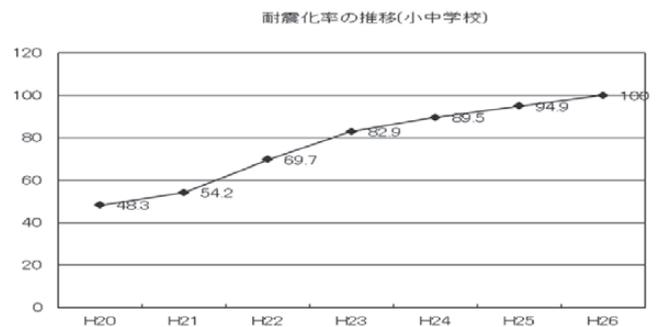
【二岡中学校プール】

■校舎外壁改修

昭和60年以前に建設した校舎において、経年劣化による外壁のひび割れ、落下及び防水性の低下が目立ってきた。以前から劣化部分の補修は行っていたが、抜本的な解決には至らなかった。そこで、平成11年度からは予算を増額して、部分補修から外壁全面を補強する工法へと変更し、年次計画により校舎の安全性の確保に努めている。

■学校施設の耐震化に向けた取り組み

新耐震設計基準（昭和56年施行）以前に建設された校舎及び体育館については、平成23年3月を以って全ての耐震診断が終了した。平成21年度からは診断の結果、耐震化が必要な建物について補強等の工事を順次行っており、平成25年度末までに全ての学校施設構造体の耐震化を終了した。



■空調設備整備

児童・生徒の教育環境改善のため、平成26年度は、騒音対策や温度調整の必要がある小中学校の音楽室及び各学校特別支援学級1教室に空調設備の設置を行った。

平成29年度は、小・中学校の普通教室への空調設備整備に取り組んでおり、中学校については、平成29年5月に工事が完了し、6月から使用を開始した。小学校については、平成30年夏の使用開始を目標に工事を行っている。

(3) 学校規模の適正化と家庭・地域社会との連携強化

学校規模の適正化や校区の見直し、弾力化を進めるとともに、地域の実態に応じた学校運営ができるよう、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。

①学校規模の適正化

■学校規模適正化

教育委員会では、本市における小中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考え方を整理し、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「熊本市学校規模適正化基本方針」を平成26年6月に策定し、子どもたちにとって良好な教育環境の整備の充実に取り組んでいる。

平成29年4月には、複式学級のあった松尾東小学校、松尾西小学校、松尾北小学校は隣接する小島小学校への統合を行った。

現在、河内白浜分校を本校である河内小学校への平成30年4月の統合に向け、地元と協議しながら準備を進めている。

②学校・地域連携の推進

(ア) 地域人材の活用

学校・地域が連携協力して、地域ぐるみで子どもを育てるため、地域の人材を積極的に取り入れ、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の実情に応じた特色ある教育活動を展開する。

■学校支援ボランティアの活用

地域と協働した学校づくりを進めるため、地域の人々が様々な分野で学校と関わり、学校を支援する学校支援ボランティア制度を、平成12年度から開始し活動を展開している。

平成16年度からは、各学校が必要とするボランティアを校区の方々から募集・登録する新たな制度を構築し、地域人材を学校支援ボランティアとして活用することで、特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりを推進している。また総合的な学習の時間に学校支援ボランティアをゲストティーチャーとして招き、子どもたちの生きる知識、技能及び文化を伝えている。

平成18年度からは、地域に開かれた特色ある幼稚園づくりが推進されるよう、制度の対象を市立幼稚園にも広げた。

<学校支援ボランティア活動延べ人数>

平成24年度 35,826人(11,904人)

平成25年度 37,333人(11,725人)

平成26年度 38,723人(11,657人)

平成27年度 39,437人(11,530人)

平成28年度 38,892人(10,091人)

※()内は総合的な学習の時間における活用延べ人数



(イ) 学校評議員制度の推進

学校(園)が地域の信頼に応えながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、校(園)長が学校(園)運営に関し、学校評議員の方々を通じて、学校外から広く意見を聴き、保護者や地域住民等の意見を把握、反映し、連携協力して、学校運営や教育活動等を行っている。

■学校評議員の設置状況 ※平成29年6月1日現在

平成13年度から試行的に導入し、平成15年度からは全小中高校に拡充し、平成16年度には、全幼稚園にも導入した。

○平成29年度委嘱者数 664人(1校(園)平均4.6人)

・校種別 小学校 431人 中学校 187人 幼稚園 32人

高等学校 14人(うち特別支援学校高等部 5人)

・性別 男性 372人(56%)、女性 292人(44%)

・年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
人数	0人	0人	17人	141人	177人	203人	118人	8人	664人
比率	0.0%	0.0%	2.6%	21.2%	26.7%	30.6%	17.8%	1.2%	100%

・職種等

	保護者	自治会等 関係者	企 業 関係者	社会福祉施設 ・団体関係者	社会教育 団体関係者	学識経験者	その他	合 計
人 数	30人	120人	10人	159人	38人	33人	274人	664人
比 率	4.6%	18.1%	1.5%	23.9%	5.7%	5.0%	41.2%	100%

(ウ) 学校教育活動の公開

地域に開かれた、地域とともに歩む学校づくりを推進するために、学校の教育方針や教育活動を積極的に公開する。

■学校評価

○学校評価の趣旨

- ・学校評価は、学校の実態や課題を明らかにし、学校運営の改善を図るためのものである。教育目標をもとに具体的な手だてや指標を示した学校経営・運営ビジョンを掲げ、学校が自らの取組みを評価し改善につなげるための、評価項目を設定する。各学校の学校評価の効果的な活用を促すことによって、学校・園の自主・自立的経営の推進を図り、更なる熊本市立の学校・園の資質向上を図る。
- ・熊本市教育振興基本計画〔教育大綱〕を効果的に進めるためには、施策の達成状況を客観的に検証し、そこで明らかになった結果をもとに、計画の改善を図ることが必要である。実施計画に基づいた学校評価（共通項目）の結果の整理・分析を教育委員会が効率的に行い、結果を効果的に活用する。

○具体的な取組

- ・平成18年度から全小中学校で、平成20年度からは全幼稚園において、共通の評価項目のもと、学校評価を実施した。
- ・各学校（園）の評価活動については、次の①～③の流れで行う。
 - ①保護者、児童生徒、教職員によるアンケートをもとに学校が自己評価を行う。
 - ②自己評価の結果をもとに学校評議員が学校関係者評価を行う。
 - ③自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえて、各学校が学校経営や諸教育活動の改善を行う。また、評価結果の効果的な公表を行い、開かれた学校づくりを進める。

○評価項目

小中学校	○道徳・心の教育の充実 ○一人一人の児童生徒の尊重 ○ICT活用 ○健康づくり ○教育方針・目標の理解	○いじめや問題への対応 ○友達への思いやり ○授業力向上 ○施設・設備の安全管理 ○家庭や地域との連携協力	○学校の支援体制 ○意欲的な学習態度 ○児童生徒理解 ○安全と事故防止
幼稚園	○道徳・心の教育の充実 ○一人一人の園児の尊重 ○遊びや生活の充実 ○施設・設備の安全管理 ○教育方針・目標の理解	○いじめや問題への対応 ○友達への思いやり ○児童生徒理解 ○安全と事故防止 ○家庭や地域との連携協力	○幼稚園の支援体制 ○意欲的な活動 ○健康づくり

■幼・保、小、中、高（特別支援学校を含む）の連携の推進

協調性や思いやりの心を育むとともに、教育内容や児童生徒の相互理解を深めるために、学校・園間の連携や交流を推進する。

○「幼小中連携の日」における交流

同一校区内の幼稚園・保育所・小学校・中学校がそれぞれの教育活動や地域内の子どもたちの実情について理解を深める場として、平成11年度から学期に1回「幼小中連携の日」を設定し、学校（園）間の連携を推進している。

各学校（園）において、教員の相互授業参観や交換授業、情報交換会、研修会、子ども同士の交流活動、就学前幼児の小学校体験入学など、様々な取組みを実施している。

平成29年度連携の日 1学期：6月12日 2学期：各校設定 3学期：1月12日

■教育広報誌等の発行

○教育広報誌「with you ウィズ・ユー」

平成15年度から、教育委員会の取り組みや子どもたちの体験活動に関する情報を広く周知するため、教育広報誌として年1～2回発行し、市立幼稚園の園児及び小中学校の児童生徒をもつ家庭、公民館等に配布している。

（4）放課後児童対策の推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすための居場所を確保し、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童育成クラブを整備するとともに、学びノート教室や放課後子どもスポーツ教室の放課後子供教室との更なる連携を図ります。

①放課後児童対策の推進

■児童育成クラブ

児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童を対象に児童育成クラブを開設し、適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図っている。

市内95小学校区のうち91校区で開設し、6,094人の児童が入会している。（平成28年度現在）

○児童育成クラブ開設状況

公営クラブ 80校区（80クラブ） 入会児童数 5,522人（平成28年度平均）

民営クラブ 11校区（14クラブ） 入会児童数 572人（ " " ）

○対象児童

保護者が就労又は病気等で昼間家庭にいない又はそれと同等（見守りができない）の状況にある家庭（その状況が週3日以上）の小学校1～3年生までの児童（障がいのある児童は6年生まで）

※民営はクラブ毎に異なる。一部の公営クラブでは6年生までの受け入れを実施している。

○開所日及び開所時間

平日：放課後から午後6時まで

土曜日及び長期休業期間：午前8時から午後6時まで

（日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は閉所）

※民営はクラブ毎に異なる。

○費用

利用者負担金：月額4,300円

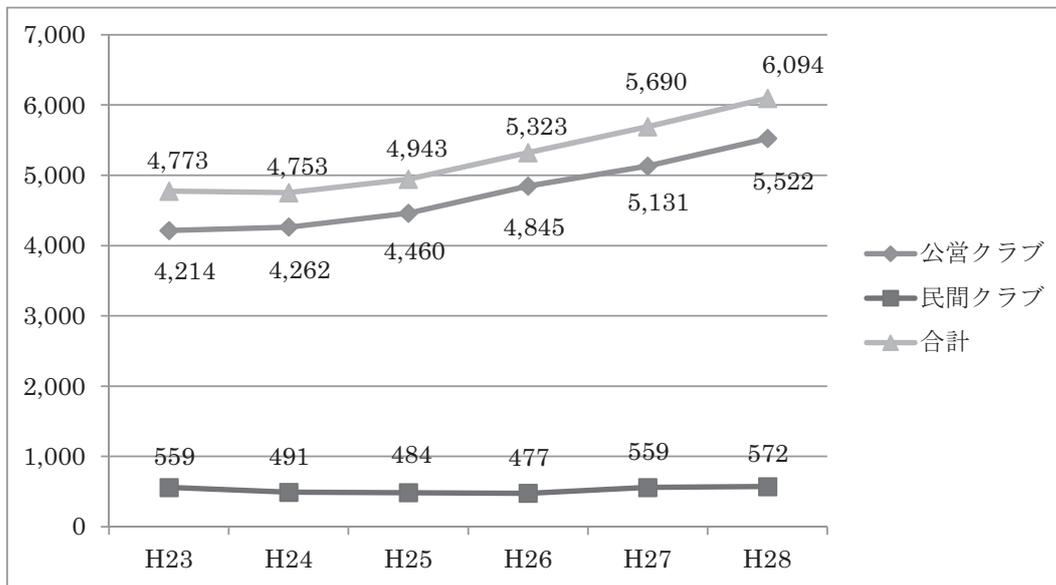
2人目以降は半額、生活保護・就学援助・里親世帯への減免制度あり。また、平成28年熊本

地震で住家に半壊以上の被災をされた世帯へ平成28年度、29年度の減免を実施。

その他：おやつ代、スポーツ安全保険代等の実費

※民営はクラブ毎に異なる。

入会児童数の推移（年平均）



※項目毎の平均値であるため、合計数と必ずしも一致しない